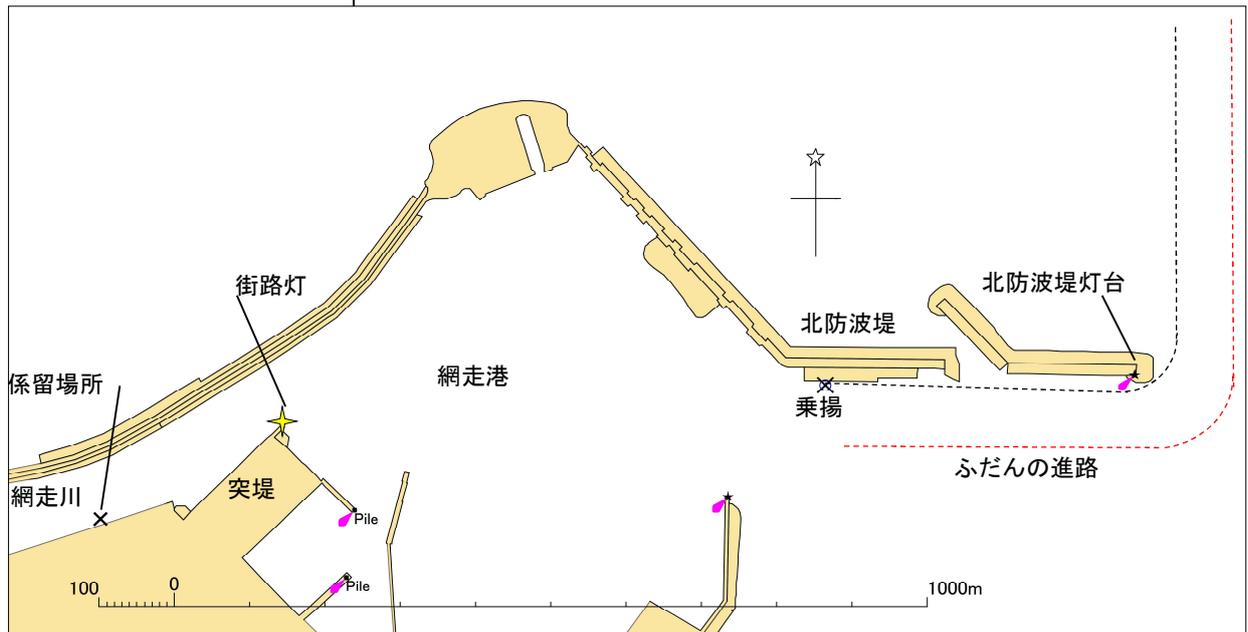


船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年6月23日 00時00分ごろ
発生場所	北海道網走市網走港 網走港北防波堤灯台から真方位268°410m付近 (概位 北緯44°01.5′ 東経144°17.4′)
事故の概要	漁船第五十八勝喜丸は、網走港内を西進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年7月26日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十八勝喜丸、35トン
船舶番号、船舶所有者等	140187、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船：右舷船首部船底外板及び右舷船尾部船底外板に凹損、プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損 消波ブロック：擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、網走港北方沖合の北見大和堆ではえ縄漁を行った後、自動操舵により網走港へ向けて帰航した。</p> <p>船長は、前直の乗組員と交代して単独で船橋当直についた。</p> <p>船長は、南進中の本船が網走港北防波堤（以下、灯台及び防波堤については、「網走港」を省略する。）東端の北東方200m付近に達した頃、同防波堤の東端を小回りで右転した後、港内側を沿うように西進して、同防波堤東端から西方1,400m付近に位置する係留場所までの航程を短縮しようと思った。</p> <p>本船は、船長が手動操舵に切り替え、減速して約8ノットの対地速度とした後に右転し、ふだんどおり網走川河口右岸にある突堤の北東端に設置された街路灯（ナトリウム灯180ワット、地上高5m）を船首目標として、北防波堤の港内側沿いを西進した。（付図1参照）</p>



付図1 乗揚に至る状況（イメージ）

船長は、本船が西進中、右舷船首部船底に衝撃を受け、驚いて左舵をとったところ、船尾が右方に振られ、更に右舷船尾部船底に衝撃を受けた。

船長は、本船の船底が、北防波堤の港内側沿いに敷設された消波ブロックの海面下の部分に乗り揚げたと思ったが、浸水がなく、航行可能であったので、自力で航行して係留場所に着岸し、船舶所有者に対し、船底に衝撃を受けた旨を報告した。

本船は、漁場発進時の喫水が、船首約1.5m、船尾約2.5mであった。

船長は、航程を短縮して操業で疲れた乗組員を少しでも早く解放しようと思った。また、船長は、北防波堤の港内側沿いに消波ブロックが敷設されていることは知っていたが、同消波ブロックが海面下で広がっていることを知らずに、北防波堤に接近し過ぎてしまったと本事故後に思った。

分析

本船は、網走港内を北防波堤に沿って西進中、船長が係留場所までの航程を短縮しようと思い、同防波堤沿いに敷設された消波ブロックが海面下で広がっていることを知らずに北防波堤に接近したことから、海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が、網走港内を北防波堤に沿って西進中、船長が係留場所までの航程を短縮しようと思い、同防波堤沿いに敷設された消波ブロックが海面下で広がっていることを知らずに北防波堤に接近したため、海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、消波ブロックが敷設された防波堤等の付近を航行する際は、海面下で視認できない消波ブロックがあることを考慮し、余裕を持った離岸距離をとること。
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------